

## 令和5年竹田市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和5年7月6日(木) 午後2時00分～午後2時45分
2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室
3. 出席委員 13名  
1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀
4. 欠席委員 0名
5. 農業委員会事務局職員  
事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

### 6. 議事

- 議案第47号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・6件
- 議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・6件
- 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・2件
- 議案第50号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件
- 議案第51号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・2件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時10分)

議長

只今から令和5年竹田市農業委員会第7回総会を開会いたします。  
本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。  
それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は1番 後藤善徳委員、2番 山村徹委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第22号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が1件ありましたので報告します。

続いて報告第23号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により相続による所有権を取得したとの届出が4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第47号 農用地利用集積計画の承認について 6件

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第50号 非農地証明について 3件

議案第51号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件  
以上、19案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第47号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力4人、水稻、畜産中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。

6番の借り手は、〇〇〇〇です。4年9か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。  
議案第47号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。  
よって、議案第47号農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字会々字平〇〇〇〇番畑1筆 面積1, 221平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5, 201平方メートルです。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

議案第48号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・耕うん機1台所有しており果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。この方は先月再設定された〇〇さんがお父さんです。キウイを植えるとのことで先般草を刈ってきれいにしていました。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字川床字紙漣〇〇〇〇番畑1筆 面積357平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は7,784平方メートルです。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

議案第48号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。畑地に建物が立っていますが農機具の倉庫で届出しています。ここは〇〇さんが昔から作っていましたが名義が〇〇さんになっていなかったものです。問題ないと思われます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬場字荻迫〇〇〇〇〇番外5筆田3筆畑3筆 合計面積6,839平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は36,993平方メートルです。

議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番後藤善徳委員

議案第48号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。親子間の贈与です。息子さんが近々定年退職するとのことで実家に帰って農業に従事したいとのことです。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字金繰〇〇〇〇番外1筆 田2筆合計面積4,216平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は16,289.77平方メートルです。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第48号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。この田は上に製材所があります。田までの落差が10m位あるのですが雨が降ると製材所の方から一気に水が来るので〇〇〇〇に買ってくれないかと話をしたら買いましょうということになって今回の申請になりました。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の5番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字石倉〇〇〇〇番畑1筆 面積1,025平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は15,786平方メートルです。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第48号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており稲作、野菜、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。この方は畜産経営が中心で養鶏もしています。譲渡人の〇〇さんとは何か月前にも他の方に譲渡しています。開拓者で入ってきたが両親が亡くなり田舎に帰る見込みもないので近くの人に農地を譲渡しているということです。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第48号の6番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字萩原〇〇〇〇番畑1筆 面積667平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は667平方メートルです。

議長

7番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第48号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は耕うん機1台所有しており農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。〇〇さんと〇〇さんは義兄弟です。

議長

只今、議案第48号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第48号についてこれを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第49号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第49号1番の案件は申請地竹田市大字岩本字中畑〇〇〇〇番 田1筆面積1345平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地ではほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は植林です。申請地はカボスの収穫が困難になったため植林して山林とし

て管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で隣接農地の所有者の承諾書が添付されています。転用行為は令和5年8月31日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

議案第49号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第49号の2番の案件は申請地 竹田市久住町大字白丹字長迫〇〇〇〇番外1筆畑2筆合計面積2,921平方メートルの畑です。この申請地は農用地 区域外の農地では場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は申請者が高齢となったことや獣害により植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で隣接農地の所有者の承諾書が添付されています。転用行為は令和6年4月30日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第49号の2番の調査報告をいたします。現地確認の結果周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今議案第49号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第49号について許可することにご異議ない方は挙手をお

願います。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第49号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第50号非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第50号の1番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市大字小塚字田代〇〇〇〇番登記地目畑1筆 面積945平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していたが平成14年頃から獣害があり農地の管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第50号の2番の案件は申請者〇〇〇〇が所有する申請地竹田市大字炭竈字平原〇〇〇〇番外1筆 登記地目田2筆 合計面積3,549平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成10年頃から農地として管理ができなくなり現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。



議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第50号の3番の案件は申請者〇〇〇〇の所有する申請地竹田市久住町大字久住字高鼻〇〇〇〇番登記地目畑1筆 面積1,000平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は父が耕作していたが土地が狭く耕作に不便であり獣害もひどく平成10年頃から農地として管理ができなくなり現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今議案第50号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第50号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第50号非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第51号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第51号の1の1番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地竹田市大字菅生字上菅生〇〇〇〇番畑1筆 面積872平方メートルを農家住宅を建築する計画の農地です。

議長

1 2 番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

1 2 番釘宮恒憲委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第51号の1の2番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地竹田市大字会々字上鹿口〇〇〇〇番畑1筆 面積848平方メートルを農家住宅を建築する計画の農地です。

議長

1 2 番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

1 2 番釘宮恒憲委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。これは竹田阿蘇道路の事業に支障のある家屋の所有者が移転先として申し出があったものです。

議長

只今議案第51号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第51号について農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって議案第51号農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和5年竹田市農業委員会第7回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。  
(14時45分)

令和5年7月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....